

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年1月31日
【会社名】	株式会社武蔵野銀行
【英訳名】	The Musashino Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 加藤 喜久雄
【本店の所在の場所】	さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8
【電話番号】	(048)641局6111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員総合企画部長 大友 謙
【最寄りの連絡場所】	さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13 O L S ビル
【電話番号】	(048)641局6111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員総合企画部長 大友 謙
【縦覧に供する場所】	株式会社武蔵野銀行東京支店 (東京都千代田区内神田二丁目15番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当行及び当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日  
2019年1月29日

(2) 当該事象の内容  
今般、当行の取引先である曙ブレーキ工業株式会社が、2019年1月29日付で事業再生ADR手続きの利用申請を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたものです。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額  
当該事象の損益及び連結損益に与える影響額については、現在算定中であり確定次第開示いたします。